

補助制度の概要

〔1〕補助の目的

菰野町における合併処理浄化槽の計画的な整備を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生向上を促進することを目的としています。

〔2〕補助対象地域

次にあげる地域を除いた菰野町内の地域

- (1) 下水道事業計画に定められた予定処理区域
- (2) 農業集落排水事業計画区域
- (3) 大型合併処理浄化槽を利用している区域及びその利用が計画されている区域

〔3〕補助対象浄化槽

- (1) 専用住宅等（主に居住の用に供する建物、又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）に設置される10人槽以下の合併処理浄化槽
- (2) 専用住宅等又は共同住宅に設置される11人槽以上50人槽以下の高度処理型合併処理浄化槽

補助対象となる合併処理浄化槽の要件
(1) 合併処理浄化槽 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90%以上であって放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有すること。
(2) 高度処理型の合併処理浄化槽 BOD除去率が95%以上であって放流水のBODが10mg/ℓ（日間平均値）以下で、総窒素濃度が20mg/ℓ以下の機能を有すること。

※既存の単独処理浄化槽を全撤去し、補助対象の合併処理浄化槽に転換する場合は、単独処理浄化槽の撤去にかかる費用に対して加算補助を行います。

〔4〕補助の条件

- (1) 浄化槽法に規定する構造基準に適合すること。
- (2) 浄化槽法に基づく届出の審査又は建築基準法に基づく確認を受けたもの。
- (3) 補助金を申請した年度内に設置を完了するもの。
- (4) 建物を借りている場合は、賃貸人の承諾が得られたもの。
〔交付申請書に「貸主の承諾書」を添付すること。〕
- (5) 建売住宅にあつては、必ず工事着工前に事前協議書を提出すること。
- (6) 申請時には、浄化槽設置に関する工事が一切していないこと。
〔現場確認時に工事が実施されていると補助の対象になりません。〕
- (7) 国、県補助対象事業費の枠内のもの。
- (8) 放流先が確保されていること。

〔5〕補助金額

（平成30年4月1日現在）

人槽区分	補助金額	
	単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換	新築に伴う設置
5人槽	332,000円	166,000円
6～7人槽	414,000円	207,000円
8～10人槽	548,000円	274,000円
11～50人槽（高度処理型の合併処理浄化槽のみ対象）	548,000円	274,000円

撤去費に対する加算補助金額	
単独処理浄化槽の撤去	90,000円